

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6443 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 22日 金曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 駐車場と消費税

Q : 空いている土地の一部を駐車場として貸そうと思います。消費税は、どのような取扱いになりますか？

A : 原則は非課税ですが、貸付期間が1ヶ月未満である駐車場や施設を有する駐車場などは課税になります。

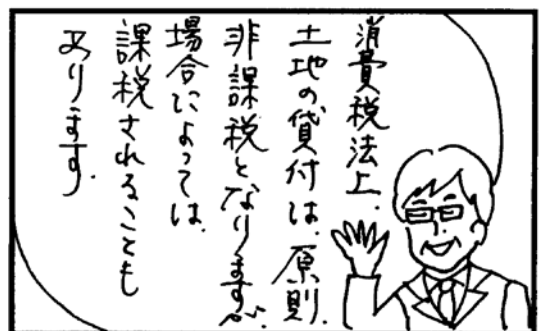
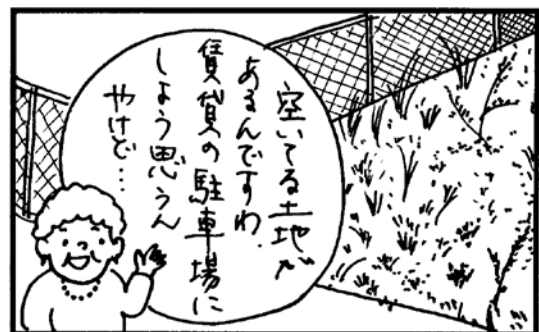
【解説】

消費税法上、土地の貸付は、原則として非課税になりますが、貸付期間が1ヶ月未満のものや駐車場施設の利用に伴う土地の使用は消費税が課税されます。

したがって、土地を借り受けた者がその土地を整備して駐車場として利用していたとしても、土地を貸し付けた者が更地を貸したのであれば、あくまでも更地の貸付ですから、その貸付期間が1ヶ月以上であれば、その土地の貸付は非課税となります。

なお、この場合の1ヶ月未満かどうかは、その土地の貸付に係る契約において定められた貸付期間によって判定します。

また、駐車場としての土地の使用で、地面の整備又はフェンス、区画、建物の設置等をしているものは課税になりますが、施設等の設置をしていないもの、いわゆる青空駐車場(駐車又は駐輪に係る車両又は自転車の管理をしている場合を除く)については、消費税は課税されないこととなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】